

第1回秋田交通圏タクシー特定地域協議会議事概要

1. 日時 平成27年9月15日(火) 13:28～14:35
2. 場所 秋田県自動車整備会館 3階 講習室
秋田市八橋大畑二丁目12番63号
3. 出席者 別紙

事務局(佐藤)

お世話様です。事務局の佐藤です。ご案内時刻前ですが、本日もご出席予定の方々が、皆様お揃いになりましたので、只今から第1回秋田交通圏タクシー特定地域協議会を始めさせていただきます。

始めに、報道機関の皆さまにお願いいたします。

本日の協議会は設置要綱第5条第14号の規定により、公開にて行われており、議事の全てについて取材可能ですが、カメラ撮りにつきましては、議事進行の静穏(せいおん)を保つため、議事次第の会長挨拶までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、写真撮影については、議事進行中でも撮影されても構いません。

私は、事務局長を仰せつかっております、秋田県ハイヤー協会の佐藤です。よろしくお願いいたします。

事務局(佐藤)

それでは、お手元に配付した資料の確認をさせていただきます。

まず、一番上が議事次第、2枚目が席次表。

資料1 第1回秋田交通圏タクシー特定地域協議会 構成員名簿

資料2 第1回秋田交通圏タクシー特定地域協議会 区分別議決権一覧表

資料3 運輸審議会発表案件

資料4 特定地域及び準特定地域の協議会に関する国土交通省としての考え方について

資料5 特定地域における適正と考えられる車両数について(公示第18号)

資料6 秋田交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱の変更(案)(新旧対照表)

資料7 秋田交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱の変更(案)

資料8 秋田交通圏のタクシー車両数の推移

資料9 秋田交通圏の事業者別保有台数

資料10 秋田交通圏の輸送実績調べ

資料11 秋田交通圏タクシー特定地域における地域計画作成および供給力削減に向けた行程(案)

以上でございますが、資料に不足がございましたら、お申し出下さい。

よろしいでしょうか。

事務局(佐藤)

次に、協議会構成員について説明いたします。

協議会の構成員については設置要綱第4条に規定があり、第3項の規定により申し出のあった方について構成員として参画できることとなっています。設置要綱第4条第4項の規定で「構成員の把握は事務局長が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。」となっています。

事務局では7月29日に協議会長名で当協議会の開催を公表したところ、8月17日までに配布資料1の構成員名簿にある18名の方々から申し出を頂戴しました。

続いて、協議会成立報告と出席者の紹介をいたします。

協議会設置要綱第5条第16項の規定では、「過半数の出席」となっています。
本日の協議会は、構成員18名中、18名の全員の出席となっておりますので、成立していることを報告いたします。

それでは、配布しています席次表で、本日のご出席の皆様方のお名前をご紹介します。

- ・ 当協議会会長で秋田商工会議所会頭の三浦様です。
- ・ 秋田県観光文化スポーツ部交通政策課長の杉山様の代理としまして、地域交通対策監 真壁（まかべ）様です。
- ・ 秋田市都市整備部交通政策課長の佐藤様です。
- ・ 国立大学法人秋田大学工学部准教授の日野様です。
- ・ 秋田県地域婦人団体連絡協議会秋田市婦人連合会の高橋様です。
- ・ 秋田労働局労働基準部監督課長の鈴木様です。
- ・ 秋田県警察本部交通部交通規制課長の小川様の代理としまして、課長補佐の武田様です。
- ・ 東日本旅客鉄道株式会社秋田支社事業課長の加賀美様です。
- ・ 秋田中央交通株式会社常務取締役の渡邊様です。
- ・ 社員教育インストラクターの佐藤様です。
- ・ 全国自動車交通労働組合連合会秋田地方連合会執行委員長の足利様の代理としまして、書記長の鈴木様です。
- ・ 秋田県ハイヤー協会会長の伊藤様です。
- ・ 秋田県ハイヤー協会副会長並びに秋田支部長の佐々木様です。
- ・ 同じく、秋田県ハイヤー協会秋田支部副支部長の工藤様です。
- ・ 同じく、副支部長の高田様です。
- ・ 続いて、新秋田国際モーターズ株式会社並びに宝タクシー株式会社並びに新昭和タクシー株式会社の代表取締役の古知様です。
- ・ 浮田産業交通有限会社の専務の浮田様です。
- ・ 秋田市個人タクシー協同組合理事長の河部様の代理で専務理事の大島様です。

只今、ご紹介しました日野様、高橋様、加賀美様、渡邊様、佐藤様は、適正化・活性化法第8条第2項の定めにより、「その他協議会が必要と認める者」としてご参画いただいております。なお、加賀美様、渡邊様、日野様におかれましては、この後ご協議いただきます設置要綱の変更が承認されますと、新たな区分からの選任となります。

また、社員教育インストラクターの佐藤孝子委員の参画について、若干、ご説明させていただきます。平成25年9月から秋田市タクシー乗降場入構制度を導入していることはご承知のことと存じます。

秋田支部では、秋田銀行はじめ多くの団体・企業のビジネスマナー講習では、第一人者である佐藤孝子先生に講師をお願いしました。この制度の導入により、佐藤先生の熱心な講習のお蔭で、秋田運輸支局やハイヤー協会並びに秋田支部に寄せられる苦情は少なくなっています。今後、更なる活性化には秋田市タクシー乗降場入構制度の充実も大きく関係すると思われまます。そのフォローアップには佐藤委員のご意見をいただきたく、今回より参画をお願いしました。

事務局は、「秋田県ハイヤー協会およびハイヤー協会秋田支部」並びに「秋田市個人タクシー協同組合」をもって構成されております。

なお、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行後から秋田運輸支局が構成員から外れています。

しかし、色々なデータの提供等をはじめ、必要な助言・意見を求めるかもしれませんので、本日は、秋田運輸支局にご臨席をいただいておりますのでよろしく願いいたします。

それでは、次第に従いまして、会長にご挨拶をお願いいたします。

三浦会長

只今、ご紹介のありました三浦でございます。本日は、大変お忙しいところ秋田交通圏タクシー特定地域協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。秋田交通圏が6月1日より特定地域に指定されたことから本日の開催となり、今年3月17日に開催した第2回秋田交通圏タクシー準特定地域協議会において、特定地域指定に合意するかどうかの協議をいたしまして、その結果、様々なご意見もありましたけれども特定地域の指定に同意することとなり、去る3月30日付けで国土交通大臣に報告したところ です。

お手元の資料にもありますが、5月26日に運輸審議会からの回答書のとおり、6月1日付けで平成30年5月31日まで特定地域に指定されたところです。

特定地域指定後は、みなし規定により準特定地域会長である私と事務局が本日の開催の準備を行ってきました。

準特定地域協議会で色々なご意見が出た中で、「減車に反対」というご意見もありましたが、結果的には特定地域の指定に同意し、特定地域に指定されたわけなので、ステージが変わったわけですから、そのためにこの法律の目的と意義を確認し、今後、本協議会では減車を含めた供給の削減や営業制限の方法、また、事業活性化策などの特定地域計画の策定を進めていければと考えるところです。

また、本協議会から新たな構成員の方々にも参画いただいているので忌憚のないご意見をお聞かせ願えればと考えています。特に秋田大学の日野先生は、県内の公共交通の問題に精通されておりますので、専門的な立場からご意見を賜ればと考えています。

本日の重要な審議事項は、設置要綱の変更であります。秋田交通圏のタクシー事業の適正化・活性化に期するために是非、皆様の建設的な積極的ご意見を賜りたいというふうに思いますので、よろしく願い申しあげます。それでは開会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

事務局（佐藤）

ありがとうございました。

先ほどお願いしましたとおり、報道関係の皆様はこれより先、議事進行中の撮影はご遠慮いただきますようお願いいたします。

これより、議事に入らせていただきますが、これからの議事運営は会長をお願いいたしますので、三浦会長よろしく願いします。

三浦会長

それでは暫時、進行役を務めさせていただきます。

ご協議をいただく前に、本日の議事概要は、後日、秋田県ハイヤー協会のホームページで公開いたしますので、皆様のご了承をいただいて協議に入りたいと思います。よろしいでしょうか？

複数の委員

はい

三浦会長

ありがとうございます。

それでは、事務局より3月17日以降の経緯について報告をお願いします。

事務局（佐藤）

資料3の「運輸審議会発表案件」をお出してください。会長の挨拶にもありましたように3月17日に準特定協議会が開催され、特定地域の指定に同意するとされました。事務局では、3月30日に東北運輸局長を経由して国土交通大臣に対し、「特定地域の指

定に同意するとの結論に至った」とする報告をしたところでは。

その後、4月28日付けで運輸審議会に諮問され、5月26日付けで「特定地域に指定することは適当である。」との答申が出され、本年6月1日から平成30年5月31日までの3年間「特定地域」に指定されました。その資料が3ということで、内容は主文、理由等々が記載されています。

国土交通省から示された秋田交通圏における適正と考えられる車両数については、資料5「公示第18号：特定地域における適正と考えられる車両数について」でございませう。公示によると秋田交通圏の法人タクシーの場合、現在車両数が590両で、適正車両数の上限が「518両」、下限が「456両」となっており、上限との乖離が72両となっています。

また、個人タクシーは現在車両数が69両となっていますが、実は今年の9月1日付けで1事業者が廃業となり、68両となっています。適正車両数の上限が「61両」、下限が「54両」となっており、上限との乖離が「7両」となっています。この乖離の数字を「供給輸送力の削減」として、「減車」と「営業方法の制限」の計画を立て、進めていくこととなります。

その削減パターンの例が、資料4「特定地域に及び準特定地域の協議会に関する国土交通省としての考え方について」の最終ページ（カラー刷り）に示されています。個人タクシーにあつては、「営業方法の制限」のみとなります。

参考までに秋田交通圏が準特定地域として適正化・活性化に取り組んできた結果として、資料8「秋田交通圏のタクシー車両の推移」を若干説明すると、道路運送法の特別監視地域指定日（平成20年7月11日）の車両数基準車両等を比較しています。また、高尾ハイヤーや浮田産業交通は、それぞれ適正化が図られたことを示しています。721両から586両に車両数が減ってきているということです。

資料10です。ちょっと細かい数字になりますが、「秋田交通圏の輸送実績等調べ」です。平成20年から昨年までを拾ってみました。運送収入は減っているが、乗務員一人当たり運送収入は上がってきており、一つの効果が出てきていることが伺われます。

三浦会長

只今、報告しましたことにつきまして、ご質問やご意見、ございますか？報告事項、よろしいでしょうか？

複数の委員

はい

三浦会長

特定地域指定後、法第3条第1項と第8条第1項の規定で、準特定地域協議会設置要綱で協議会の公表や構成員の選任などを行って参りましたが、本日、特定地域協議会の設置要綱を変更したいと考えますので、事務局より説明願います。

事務局（佐藤）

秋田交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱の主な変更点を説明させていただきます。資料6をお出してください。

基本的には大きな変更はなく、これまでの準特定地域協議会設置要綱に、資料4の「特定地域に及び準特定地域の協議会に関する国土交通省としての考え方について」で国交省が示した内容を加筆し、不要なものを削除、そして特定地域の指定による表記の変更をしています。

なお、資料の新旧対照表で、赤文字は削除することを示し、青文字は追加することを示しています。それでは掻い摘んで説明いたします。

第1条は、「準特定地域」から「特定地域」への呼称の変更です。第2条第5項・第4条第5項は、国土交通省の示したガイドラインにより、協議会の構成員のカテゴリーに

鉄道事業者、バス事業者、宿泊施設管理者等、と学識経験者を加えたものです。第3条「準特定地域計画」から「特定地域計画」にしたもの。第4条第4項は「構成員の変更は、設置要綱の変更を必要とせず」という紛らわしい表現を簡素化したものです。第5条第3項並びに第8項は、特定地域の指定期間により、平成30年5月31日までと変更するものです。第5条第10項第3号③は、特定地域の指定により、タクシー事業者の合意基準が細分化されるものです。第5条第11項は、タクシー事業者の規模の区分を新たに定めるものです。このことは、資料4の8ページの4行目の①「地域の実情に応じて協議会の合意により定める保有車両数ごとのタクシー事業者区分（大手事業者、中小企業者等）を設定」とあります。

資料8と9をお出してください。

現在、秋田交通圏では16法人タクシー事業者が営業所を有しておりますが、1事業者は潟上市に本社があり、秋田交通圏には4両の営業所を設けています。その事業者を除いた秋田交通圏での1事業所の平均保有台数は約39両（38.8両）となります。

また、資料9にあるように、基準日である平成20年7月11日から求めてみますと、1事業所の平均保有台数は約40両（39.8両）となります。

以上の数字を参考に、資料8にあるように、大手事業者と中小事業者の境目を「40両」とするものです。資料9にあるように「40両」を境目に大手事業者と中小事業者で分けてみると、4社が大手事業者に該当し、55.5%となり、また、40両未満はその他の事業者で261両、44.5%となります。

第5条第16項については、事前に設置要綱の変更案を送付した際は、「(1)新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決」、「(2)公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の議決」と記載していました。

しかし、『特定地域指定により、新規許可、営業区域の設定又は増車そのものが認められないので、規定する必要はないのでは?』との指摘があり、東北運輸局に相談したところ、「規定する必要はない。」との回答をいただきましたので、(1)の「新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決」は削除することとしました。よって、「(2)の公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の議決」が(1)となります。

なお、この条項で「次に掲げる事項に限り…」と限定されていますので、公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の議決以外、例えば、地域計画や削減計画等について、この条項を利用しての強行採決はできないこととなりますし、同条第10項でも「協議会の議決方法」が示されており、タクシー事業者の合意形成は必ず必要になると考えますので、誤解のないようお願いいたします。

また、第6条は先の準特定協議会で要望・意見のありました、協議会を円滑に運営するため、小委員会を新たに設けるための規定です。

その他、これらによって、「条数」、「項数」、「号数」等の数字が変更になります。以上です。

三浦会長

それでは皆様、設置要綱の変更につきまして、ご意見をお伺いします。

なお、設置要綱の変更についてのご意見に限らせていただき、その他にご意見については後程お伺いします。どなたかございませんでしょうか?

よろしければ、決議をとりたいと思いますので、議決の方法につきまして、事務局より説明申し上げます。

事務局（佐藤）

それでは、事務局から議決方法についてご説明いたします。

今回の設置要綱の変更は、現在の準特定地域協議会設置要綱を適用し、決議することとなります。

準特定地域協議会の設置要綱で、設置要綱の変更を議決する場合は、設置要綱第5条

第10項第2号の要件を全て満たす必要があります。

資料2の第1回秋田交通圏タクシー特定地域協議会 区分別議決権一覧表をお出しく
ださい。

現在の協議会は、

- ① 関係地方公共団体の長が全て合意すること。
- ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ④ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑤ 秋田労働局長又はその指名する者は過半数の合意すること。
- ⑥ 秋田県公安委員会（秋田県警察本部交通部長）又はその指名する者過半数の合意すること。
- ⑦ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

となっています。

これに基づいての決議をお願いします。以上です。

三浦会長

それでは区分毎に、順番に設置要綱の変更案に合意の有無を求めてまいりますので、
挙手をもって示していただきたいと思えます。

秋田県の真壁さんと秋田市の佐藤さん、設置要綱の変更合意の方は挙手願います。

～～～挙手を確認～～～

ありがとうございました。いずれも合意ということでございます。
続いて、タクシー事業者の合意について、報告をしてください。

佐々木委員

法人の部分について報告いたします。

秋田交通圏には、16事業者が営業所を設けており、その内、15事業者が秋田支部
会員です。当秋田支部では支部会員事業者事前に新旧表と主たる変更点の説明書
を添付して送付し、9月4日に支部会を開催したところです。

また、事務局から秋田支部会員事業者以外の事業者にも同様の文書を発出し、意向
確認を行いました。

結果、16事業者全社が合意することで意向表明書の提出がありましたので、ご報
告申し上げます。以上です。

三浦会長

ありがとうございます。

続いて、個人タクシーにつきまして、大島専務からお願いします。

河部委員（代理：大島）

秋田市個人タクシー協同組合では秋田支部同様、協議会事務局で作成した設置要綱の
変更案と主たる変更点の説明書を付けて加入している51組合員に配布し、合意する否
かの確認を行ったところ、全員が合意する旨の意向表明書を提出しています。

三浦会長

どうもありがとうございました。

続いて、その他の個人タクシーの関係につきましてお願いします。

事務局（森合）

秋田市には個人タクシー事業者は、ただ今報告のあった「秋田市個人タクシー協同組合」の他に、会員数4事業者の「秋田市個人タクシー協会」、会員数5事業者の「秋田市竿燈個人タクシー協会」と、更にいずれの団体にも属さない8事業者がごございます。

これら17の個人タクシー事業者については、9月2日以降、個人タクシー協同組合同様の資料を配布、または事務所のお出でいただき、ご説明を申し上げました。

その結果、9月10日までに17事業者とも合意するとの意向表明書の提出をいただきました。以上でございます。

三浦会長

ありがとうございます。ただ今の報告のとおり、法人タクシー事業者並びに個人タクシーの全事業者が合意とのことですので、設置要綱の規定により、タクシー事業者等は合意ということで1票ということで、ご確認願います。

続いて、労働組合の構成員は、いかがですか？合意の場合は、挙手願います。

～～～挙手を確認～～～

ありがとうございます。それでは、1票となります。
次に地域住民の代表として、私と高橋さんと二人でございます。

～～～～高橋委員の挙手を確認～～～～

我々二人も合意ということで、ご確認願います。

その他、協議会が必要と認めるメンバーとして、4名の方が出席されています。変更
に合意の方は、挙手を願います。加賀美さん、渡邊さん、日野さん、佐藤孝子さん。

～～～～挙手を確認～～～～

ありがとうございます。以上、合意ということですか？

秋田労働局の鈴木さん、合意を願うことができますか？

～～～～挙手を確認～～～～

秋田県警察本部の武田さん、よろしいですか？

～～～～挙手を確認～～～～

以上、構成員の区分別に皆さんの合意をいただきましたので、今後ともありがとうございます。

それでは、資料7の設置要綱（案）の（案）の削除をお願いします。

ここで、設置要綱第5条第4項の規定に「会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。」とあります。

私の方からご指名したいと思っております。秋田大学の日野先生にお願いしたいと思っておりますので、よろしく願います。よろしいでしょうか？

佐々木委員

異議、ありません。

日野委員

お受け致します。よろしく願います。

三浦会長

日野先生からもお引き受けいただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。準備いたしました協議事項は以上です。大変、ご協力ありがとうございました。

この協議会は、先程から何回も出ておりますが、減車を含めた供給力の削減からなる適正化策と需要を喚起する活性化策の計画を策定することになりますので、供給力の削減計画については、特定地域に指定されたことにより独禁法の除外となります。まず、事業者で協議していただくこととなります。当協議会に案を示してから、承認をとるといふ進め方になると考えています。

活性化については、普段からタクシーをご利用されている皆様のご意見を反映していると思ひますが、更に積極的に活性化の方へも力を注いでいただきたいと思います。

その前にタクシー事業者の方々から、現在取り取り組んでいる活性化策のお話しを少ししていただきたいと思います。

秋田県ハイヤー協会の伊藤会長からお願いします。

伊藤委員

秋田市は県庁所在地ということで、様々な取り組みや方策を行っています。詳しいことは、秋田支部の方々から披露します。

佐々木委員

私の方から三・四点ほど報告させていただきます。

始めに福祉割引・運転免許返納割引であります。平成3年の運賃改定時から身体障害者割引を、平成19年から運転免許高齢者返納割引制度を導入しています。その実績は、身体障害者割引は年間13万5,000回、2,000万円、運転免許高齢者返納割引は17千回、2百30万円となっており、運送収入の0.6%ということであります。

この割引は、国や自治体からの補助ではなく各社が社会貢献として導入しているもので、割引分は自社で負担しています。

それから、福祉車両・ユニバーサル・デザインタクシーについてであります。国のバリアフリー施策として、32年度までにUDタクシーを含む福祉タクシーを全国で2万8千台導入することになってはいますが、24年度末で24万3,000台の中で、福祉車両1万8,856台で全体に占める割合は7.8%となっています。

秋田交通圏では、UDタクシーが10両、福祉専用タクシーは9両、シート回転車両が45両ということで、国の示す福祉タクシーの導入は計64両と、導入率では全国よりは高くなっているようです。

UDタクシーとは、ユニバーサル・デザインタクシーを言い、浮田さんのテレビコマーシャルに出てくる車ですが、これまでのセダンタイプとは違い、乗り降りが楽で車内も広く、車いすをご利用の方やベビーカー利用の子育ての最中の方、大きな荷物を持つお客様なども含め、あらゆるニーズに対応できるタクシーで、東北6県では一番数が多いのですが、福祉タクシーに形が似ているため誤解されたり、PRが足りないのか稼働率は低く苦戦しております。ただ、一度乗られた方でリピーターになる方は結構いますので、みなさんにも一度、乗っていただけたらと思ひています。

続いて、カード決済と広告媒体についてですが、ニーズの高いものとして、外国人客に多く見られるカード利用に対応するために、導入が進んでいないカード決済の端末機の導入を積極的に進めたいと考えています。また、若者を中心とした「スマホ世代」に応えるべく、「スマホ配車」は秋田交通圏内で2事業者が実施しているところですが、秋田交通圏内で行えるようにしたいと考えています。

また、他の公共交通機関同様、広告媒体としてもタクシーを有効活用するため、車内にタブレット端末を活用し（デジタルサイネージ）、自治体・行政機関等の行事やイベント、観光案内、また民間企業へと利用を広げる計画を進めております。これらカード決済端末機の導入とスマホ配車で利便性を向上し、そして車内広告による収益性を高めることで、乗務員への何らかの還元にもつながると考えているところです。

最後にタクシー事業を発展させていくためには、お客様のニーズに応え、さまざまな工夫をして乗ってもらうことが大切です。構成員の皆様方には、協議会等このような機会を通していろいろなアイデアをお聞かせ願えれば幸いです。県や市には、地方創世を始めさまざまな施策には積極的に協力いたしたいと考えておりますので、支援を含めタクシーの活用策について何かありましたらお問い合わせください。

また、事業を継続するには人材確保が急務であります。平均年齢が60歳を超えている一方、若年労働者の確保がなかなか叶いません。第二種免許取得機会の拡大について、上部団体を通して要望しているところですが、資格を取得する際の補助金の拡大もお願いしたいと考えています。また、情報があればお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。私からは以上です。

工藤委員

それでは私の方から入構制度ということで、平成25年9月1日より秋田市タクシー乗降場入構制度を導入しております。この背景には、平成25年10月からのJRデスティネーションキャンペーンに合わせて、乗務員の接客マナーを良くしたいというのが背景です。秋田駅西口・東口、フォンテAKITA前、秋田空港、ビューホテル横、キャッスルホテルの支部が指定するタクシー乗降場でお客待ちをするには、接客マナー等の楽しく厳しい佐藤孝子先生の講習を6時間も受け、誓約書を提出し、許可された乗務員しかできません。

また、誓約書に違反をした場合は、乗務員はもちろん、タクシー事業者にも一定期間入構禁止等のペナルティーが科せられます。この制度の導入により、待機のマナーや接客態度等に対して、苦情は少なくなっているところです。

続きまして、乗合タクシーです。乗合バスはバスを使っていますが、バスの代わりにタクシーを使った乗合タクシーというものが秋田市でも走っています。

秋田市郊外では高齢化と過疎化が顕著となっており、路線バスの廃止が相次ぎ、平成19年から秋田市北部を初めに、西部地区、南部地区、東部地区とジャンボタクシーで運行しているところです。なお、一部地域では中型バスでも運行しています。

また、インバウンドとイベントということで、県の観光立県と相まって、昨今、ダイヤモンドプリンセス号など秋田港に大型クルーズ客船が頻繁に入港しています。そこで県など関係機関と協力しながら、受け入れ体制を検討・整備してきましたところ、観光の足としてかなりの台数が使われるようになりました。

8月末には「NPO法人 秋田インバウンド協会」が設立され、ハイヤー協会も参画することになっています。外国人客受け入れ体制が整いつつあります。しかしながら、英語はもちろん中国語・韓国語等の外国語で対応できる人材や施設が少なく、これが大きな課題となっているところです。

今年5月末の土日に開催された東北六魂祭では、秋田市の協力のおかげで、六魂祭では初めて会場にタクシー乗り場を設置することができ、たくさんのお客さんにご利用いただくことが出来ました。

今後も、このようなイベントの際は関係機関の協力の下、お客様の足としてご利用いただけるように積極的に働きかけていきたいと思っております。

高田委員

私の方から三点ばかり、報告させていただきます。1点目、2点目は共通する部分ですが、年に何回か短期的に催し物・催事というイベントがありますが、その対応の報告です。

まず、プロ野球公式戦が毎年開催されるようになり、「こまちスタジアム」で1万人から1万5千人、多い時で2万人近い来場者がいます。その帰りの交通手段として、「こまちスタジアム」から秋田駅まで約6.2kmありますが、その帰りに車が集中し、タクシーもそうなのですが、自家用車も含め、本来であれば7号線、国道まで出るまでに1分、2分足らずで着くものが、15分以上そこで掛かってしまったりとか、利用

者に対してご不便をかけていたのは間違いありません。また逆に、そういうことがあれば、タクシーをもっと利用したいという声も数多くあり、帰りのこまちスタジアムから秋田駅西口にかけての定額運賃というものをやるようになりました。金額は2,400円ですが、概ね順調に推移していて、数多くの利用者が喜んで活用されている状況です。今年7月に行われた「楽天 Vs ソフトバンク」戦では、363両、912名の利用があり、今後もこまち定額タクシー、定着した中で進めたいと考えています。

また、8月には大曲花火、これは全国的に注目される花火競技会ですが、終わった後宿泊や秋田市民が列車で秋田駅に帰ってきます。夜の10時・11時頃から秋田駅のタクシー乗降場のところが人で溢れかえるという状況の中、また、タクシーを整理整頓していかないと、あちこちから入ってきてしまい非常に危険ということを経験して、秋田支部として秋田支部の誘導員と警備保障会社に委託、協力しながら交通整理にあたっています。お蔭で無事にトラブルもなく推移しているところです。

最後になりましたが、実は平成23年10月から秋田県が問題として、少子化の問題に対して何か取り組みができないかということで、子育てタクシーに県内で9事業者が運行をしています。秋田交通圏では3事業者が運行している状況です。この子育てタクシーというのは、新たな子育て世代のパパさん・ママさんの方々にタクシーを利用することによって、もっといろいろ活躍できる場も含めて、幅広いご利用ができるのではないかと一つと、また、このドライバーは専属のドライバーで研修を受け、認定されたドライバー自身に保険が掛けられており、お子様を安心して、お子様だけでも乗せて目的地にお連れする。またお連れした安全を確認して報告をするので、お父さん・お母さんが非常に安心してご利用いただいている状況です。

因みに数字ですが、まもなくこの10月で丸4年経つ訳ですが、先月末までの数字でこの秋田交通圏で3事業者では6,599回のご利用があり、1,368名の方にご登録いただいています。

コースは幾つがあつて、かんがるーコース、ひよこコース、こうのとりコース、ふくろうコース等々がございます。かんがるーコースは、お父さん・お母さんと一緒に乗って移動する。ひよこコースはお子さまだけが乗られるケース。こうのとりコースはご出産、定期健診等々で利用される場合です。登録者の7割近くが、実はこうのとりコースの出産を控えた時の安心の担保として登録される方々が非常に多いです。実は利用される方の8割がひよこコース。要はお子様だけが、A地点からB地点への移動に使っていただいている。塾の送迎であり、幼稚園・保育園の送迎であり、核家族であり、共稼ぎの時代であり、そのよう時代の背景、地域の特性が生かす中で、子育てタクシーが広がっていければ良いと思いますし、活性化につながっていきなさいと考えています。

三浦会長

ありがとうございました。

それでは、他の委員の方々からご意見やご要望をお願いします。

はい、鈴木さん。

足利委員（代理：鈴木）

今、支部協会の方からいろいろな営業面等々の報告がございましたが、正直聞いていて、残念なことがあります。と申しますのは、今月の9月の5日、鹿角市において、我々の仲間が忌まわしい事件に巻き込まれて、尊い命を亡くしました。そう言った点で各社、事業者等々に関しては当然、防犯等の対策はとられているかとは思いますが、私ども先だって緊急にそういったことに対して、加盟団体18社に電話等々でアンケートを行った結果、犯罪、強盗等に関する事業者からの指導等々については口頭では多々ありますと、ただ、ある事業主みたいに大々的に警察署を呼んで防犯の、防御の身のこなし方等々やっつけらっしゃる会社は私も記憶にあるのですが、1社しかございません。私たち夜の勤務も当然ありますので、乗務員さんからの情報によると、最近怖いというようなことを聞いてございます。ですから防犯対策については、各社いろんな防犯カメラ

それから防犯仕切り板等々やっていますが、我々労働組合である運転手側としては、強力的に今後要請して参りたいと思いますので、協議会もいろんな活性化の問題もあると思いますが、防犯対策等々にも少しご注力いただきまして、我々は24時間365日公共交通の現場を担っておりますので、そこら辺のところも1つ熟考していただいて、私たちが頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

三浦会長

どうも貴重なご意見ありがとうございます。本当に安全に安心して働けなければ、それこそ接客向上も考えられませんので、大変貴重なご意見ありがとうございます。

他にどなたかございませんでしょうか？よろしいでしょうか？貴重なご意見、ありがとうございます。

今、出たご意見を計画案の策定に是非、反映をさせていただきまして、積極的に進めたいというふうにお願ひします。

それでは、本日、準備いたしました内容は全て終了しました。

なお、次回開催については、当協議会設置第5条第12項では「協議会は、定期的で開催することとする。」となっておりますが、次回についてどのようなビジョンを持っていますか？事務局より説明をお願いします。

事務局（佐藤）

資料11の「秋田交通圏タクシー特定地域における地域計画および供給力削減に向けた行程（案）」をお出してください。

現状を早急に改善しなくてはならないのですが、供給力の削減には一企業の「タクシー車両」という「資産・財産」を削ることになり、営業方法の削減を含め乗務員があふれたりする（退出させる）ことにもできません。

十分に議論を行って早めに進めればいいのですが効果が期待できませんので、まずは当事者であるタクシー業界で地域計画の案を十分に議論し、27年度内には提案できればと考えています。時間をいただきたいということです。以上です。

三浦会長

事務局の説明に則り進めて参りたいと存じます。是非、業界の地域の活性化を目指してそれぞれお立場は異なりますが、魅力ある、市民が安心して使えるタクシー事業に頑張って進めて参りたいと思います。

確認ですが、冒頭、申し上げました通り、秋田県ハイヤー協会のホームページで公開することになりますので、改めてご了解をお願いいたします。

それでは、事務局にお返ししたいと思います。

事務局（佐藤）

三浦会長におかれましては、議事の円滑な進行、誠にありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては、貴重なご意見を頂き誠にありがとうございます。引き続き、皆様のご支援ご協力をお願い申し上げます。

以上をもちまして、第1回秋田交通圏タクシー特定地域協議会を閉会いたします。

なお、先ほど鈴木さんの方から、防犯活動ということで県内でも秋田県ハイヤー交通共済協同組合が中心となって、ドライブレコーダーを事故防止の観点から積極的に導入を進めています。今後、皆様方からご意見がありましたらお願ひいたします。

なお、ブレスの方々におかれましては、時間は若干ではございますが、三浦会長と事務局が残り、質問等受け付けますのでよろしくお願ひいたします。

本日は、誠にありがとうございました。